

朝鮮國全圖 本年七月一日新報附録 定價一枚一錢五厘
北清地圖 本年八月九日新報附録 定價一枚一錢五厘
 今同日清事件の報道を關するに無くては叶はぬは右の地圖より由て本報は前記の定價にて大方の需めに應ずるべく一枚以上七枚まで二錢、以上七枚を購す毎に二錢を減らす故に成るべくは數人申合せて一と雖も注文あるを便なりとす

韓地軍隊野營寫眞

去七月十八日附録定價一枚五錢
 小川一真氏の手になる精巧美觀の寫眞數幅にして
 第一 京城なる帝國公使館
 第二 仁川公國の帝國軍隊野營
 第三 九龍山麓の帝國軍隊野營
 を一枚の中に收め我が帝國軍隊の海外に野營して國威を宇内に宣じ威風凛々、軍紀整々の狀を眼前に寫出す帝國軍隊は一枚を購ふて永く座右に保存し忠勇の氣象を養ふべし
 郵費は一枚以上十二枚まで二錢、以上十二枚毎に二錢を均す是亦一と雖も注文あるを宜とす

時事新報

大元帥陛下の御進發

今大元帥陛下の御進發に當りては天皇陛下には本日、御進發をせらる可しと云ふも東京は帝國の中央、府にして内外に關する通信復の仕組一として備はらざるなく恰も全身の神經脈絡を一括して之を支配する重要部の地位を占むるが故に今日までの如く宮中の大元帥より親しく命令を發せられて在外の軍隊を御統轄あらせらるるも事實に於ては決して差支ある可らずと我輩の敢て信する所なれども然れども右等の便利あるにも拘はらず大元帥を進められたるは如何なる次第なりやと云ふに平壤攻撃の期もいよいよ迫り我軍が敵の國境に侵入する機會次第に近づきたるに就ては大元帥陛下にも御進發として特に大旗を進められたるものに外ならざる可し今日この戰爭に我陸海軍人の奮發は非常にして熱心奮闘が如くなる其最中に陛下の御親征を聞きながら其奮闘の情は果して如何なる可きや大元帥にして既に斯くの如し吾々は飽まで勇進敢往一死以て國に謝す可きのみで全軍の勇氣、日頃百倍し海上に海軍を馳せしめて使を降服せしめ平和を永遠に回復するの目的を達せんといふ我輩の今より期する所なり而して其御進發は敵國御親征の爲めとあれば戦争の規模次第に大元帥を進めらるるも容易に還御の御出はなきならん廣くは中國に於ける親會の地なれども從來諸國の儀もなきに付き兵營の中に在る所を定められたるよし宮中の御居住に於ては其御不便御不自由は甚しき幸りて多き次第なり戦争の爲め斯く迄に玉體を辱せられて在外の軍人と疾苦を兼せらるるとあれば帝國臣民の身として自から安んず可きに非ず軍人の職責は申すまでもなく命令に軍情外の者も其職責は軍情に在ると同様にして上下貴賤を論ぜず人同様に至るまでも各々分限の力を盡さんといふを願はざる者なし一國の初第一義の如しとは正に今日の有様なる可し我輩の熱誠を喚起したる一事は外ならず

明治十年西南戦争のとき陛下には西京に陣を駐められ感従の大員參議等も少なからざりしが當時の有様は人心恟々政府を敵視するもの多し或は大員等の旅宿を襲はんとの陰謀を企つものありて危険一方ならざりしと云ふ然るに今回は全く反對にして假令大臣等が一人の遺棄もなくして旅宿に起居するも之を襲はんとするが如き者は求めざる可らず其だ安心なる其次第は畢竟國中一般に憤を共にして敵に當らんとするが爲めにして國家安危の大事件、自から人心を一致せしめたるの實を見る可し我輩は茲に謹んで本日この御進發を送り奉るに臨み陛下の威靈と臣民の忠勇とに依りて必ず日本帝國の大勝利を斷言するものなり

雜報

○戰時條規 (前號の續)

第五章 戦者及び戦場
 (甲) 戦者
 交戦國海陸軍の正兵、義勇兵及び準備兵は適法の戦者なり其他の人を戦者に使用するの當否に就ては議論少なからず公法上最も論定し難き問題なり
 (第一) 小戦兵 (Guerrilla Troops) (互に氣脈を連せざる區々の戦隊各地に起りて戦ふ者)
 是種の兵も遠方より見て識別す可き徽章を佩び公然兵器を携へ戦争の條規を遵守し責任ある將官の命令の下に戦ふ者は適法の戦者とす
 (第二) 群民蜂起 (Riots or Raids)
 敵の爲めに占領せられざる地方の居民政府の命令を奉じて蜂起し其號令の下に在て進退作戦する者は適法の戦者たるものと認む可し敵兵侵入して漸く進み近づきに至りて自から蜂起する者の資格に就ては判断を下すと頗る難し但し其起る所の人民にして能く戦争の條規を守るに於ては之を適法の戦者と見做す可し之の説最も當を得たるものなり如し然れども既に占領せられたる地方に於て人民の蜂起するものは戦規に合へる舉動を見做すを得ず
 (第三) 私艦 (Privateers) (私戦を以て敵船を捕獲する者)
 千八百五十六年の巴厘宣言は私艦を使用するものと禁じ文明諸國は僅々數國を除くの外皆此宣言に加名せり今世或國に行はるる義勇隊の如きは是れに類似する者なり而して其法に適ふと否とに政府が之を管理する權限の大小如何に由て定むべし
 (第四) 商船
 商船は己を防禦する敵船に抗し之を捕獲するを得可しと雖も己れ先んじて他を襲撃するを得ず
 (第五) 野蠻人の兵
 野蠻人を使用して作戦するも非難を免かれざる所爲には相違なしと雖も未だ以て不法の行爲とは名づく可らざるものなり如し但し能く訓練して文明の士官に指揮するに於ては野蠻人と雖も戰等に使用して差も妨ある可らず又野蠻人の種族と雖つに他の野蠻人を用ふるも世論の許す所なり
 (第六) 間諜
 軍に属たる者は間諜を使用するもを許さざる間諜若し敵に捕はるるときは謀せらるるを例とす
 戦者の事に付ては千八百七十四年のブリュッセル會議ふれを討究して餘蘊なし

(乙) 戰者

邦て萬國公法の禁ぜざる戰器は之を用ふるは妨なし故に今公法の禁ずる處を左に掲げて其要領を示す
 (第一) 毒藥を敵の食物飲水に投ずる事及び兵器に毒藥を仕込む事
 (第二) 暗殺
 敵を暗殺しに詐稱を以てし信に背きて之を殺す者は戦場の傷殺とは天に其情を異にす但し敵の不意を襲ふが如きは背信の事と爲さず
 (第三) 放水を目的とする破毀彈、及び一定の量目以下の破毀彈を用ふる事
 (第四) 鐵、硝子等の碎片を裝銃して發射する事
 (第五) 地方の荒廢 (Devastation) は場合に依り適法のものとあり又適法のみならずあり
 戦路上高已むを得ざる時は是非なしと雖も然らざる場合に土地を荒廢するもは無法暴戾の事とす而して一地方の人民が大敵の侵入を防ぎ止るの目的を以て自から進んで其地方を荒廢するもは忠誠愛國の事にして固より公法の禁ずる所に非ず
 (第六) 交戦國が互に約したる盟に背馳する謀計を行ふ事但し其他の計略は戦規の禁ずる所に非ず

○在韓海軍各人の書簡 去月三十一日發仁川野營の消息ある一片の書簡に韓の海軍各人より社友の許に到達したり在韓軍人が帝國の爲めに如何なる辛苦を嘗めつゝあるかを知るに足るものあれば其軍機に關すると思はるるものを除去し左に之を掲げん
 (前略) 威海衛砲臺以來敵艦深く渤海に透望し朝鮮近海月夜敵艦の隻影を認めざる爲め遺憾ながら砲臺砲臺を送り來る戰地に在るの思無之候へ共當面は尙陸軍來集の模様は候天幕の内に起臥飲食し地面に荒蕪を敷き予等は各々毛布二枚を身體に巻き付け起臥致し居り候始の程は何んぞなく不愉快に候ひしが遣々慎るゝに隨ひて轉々自在にて大に興味ある候へ候去りながら驟雨沛然として至る時は河水荒蕪を流し熱睡せる者は毛布をも流され臥して水浴を行ふを得るも有之是には少しく閉口仕り候陸兵の困難は予等よりも甚し食物の供給も稀には不充分なるも有之由に承知仕り候(中略)當地は人家稀にして居民は漁業を兼ね京城の形勢一變したるを解せざるものに似たり婦人は予等を見るや恐怖して忽ち形を匿し華村予等の砲泊を恐れて其地を安んず一日も速に引揚せんことを希望する模様は候過日登山に廻航し(中略)野菜及び魚類を得るは頗る困難にて時々患半分に絲と海邊に垂れ候も何時も小魚のみ絲に懸り一向面白味無之候へども追ては漁方上屋並に天晴の漁夫と相成り申べく尤も昨日は大きな墨魚を獲四百五百目を捕へ候僅になり申さば父上の膳にも上せ度存じ候身糧に依りて壯健此分にては何時たりとも奮戦勇闘國家に報ゆるを誓ふべく候家内一層御安心下度候

○神橋營管理官の親任 端緒王親政は八月十六日の上諭を以て神橋營管理事務に任ぜられたるよし
○山東及安徽巡撫の轉任 八月十六日の上諭を以て山東巡撫福壽は安徽巡撫に、同省巡撫李秉憲は山東巡撫に轉任したるよし
○名古屋市の奉迎準備 今十三日同市警備隊軍官に於ては御親征の際花二十一號を打撃し且つ同所に警備隊、帝國海軍の大艦隊を交えし御親征の川崎及び榮町砲臺角には大砲門を設け榮町角より行在所に至る所には帝國海軍を記したる高懸燈籠を出し各は月毎に國威遠揚を祈す備に御親征及び高懸燈籠

○出産死 死亡届出數は
○防寒室 一部會館に
○國民英學 學會々員四百
○本邦の
○防寒室
○國民英學

○出産死
○防寒室
○國民英學

○出産死
○防寒室
○國民英學

○出産死
○防寒室
○國民英學

○出産死
○防寒室
○國民英學

○出産死
○防寒室
○國民英學

○出産死
○防寒室
○國民英學

○出産死
○防寒室
○國民英學

○出産死
○防寒室
○國民英學